

平成31年度当初予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する河原町総合体育館、河原町勤労者体育館、佐治町B&G海洋センター及び佐治町多目的運動広場の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
588	平成32年度					588

【事業の目的】

河原町総合体育館、河原町勤労者体育館、佐治町B&G海洋センター及び佐治町多目的運動広場に、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

指定管理者を公募し、河原町総合体育館、河原町勤労者体育館、佐治町B&G海洋センター及び佐治町多目的運動広場(以下、「河原町総合体育館等」という。)の管理運営を平成30年度より委託する。

指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

- 1.河原町総合体育館等の利用に関する業務
- 2.河原町総合体育館等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 3.その他、河原町総合体育館等の管理上市長が必要と認める業務

【これまでの関連する取組み】

指定管理者 河原・佐治地域連携協議会
 指定管理期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成31年10月からの消費税引き上げ(8%→10%)に伴い、平成32年度における指定管理料について見直しを行う。

現在の債務負担行為額 H30～32年度 63,495千円
 現在の指定管理料 H30 21,165千円 H31 21,165千円 H32 21,165千円
 消費税増税後の指定管理料 H30 21,165千円 H31 21,361千円 H32 21,557千円
 ※債務負担行為の変更はH32年度分のみ

【今後の取組み】

2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
 平成32年度の年度協定により管理開始。